

令和3年度 第3回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2021年（令和3年）10月5日（火）午前9時半から午前11時半まで

会 場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委 員：高山代表、種田委員、高橋委員、伏見委員、佐藤委員、  
齊藤委員、船山委員、富澤委員、林委員、島村委員、西村委員

計11名

事務局：子ども家庭課（古澤課長補佐、大木主査）

障がい者支援課（須藤参事、松野主幹、真下課長補佐、相澤課長補佐、増  
田上級主査、鎌田主査、本城主査、竹原主任、多田、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田所長）

計13名

欠席者：野間委員

傍聴者：1名

### 1 開会

（1）開会挨拶（事務局：須藤参事）

（2）配布資料の確認（事務局：伊原）

### 2 前回議事録確認（事務局：須藤参事）

修正なしのため確定。

### 3 議事

（高山代表）

初めに、協議事項です。ふじさわ障がい者プラン2026「モニタリング指標および指標に対する考え方」について、事務局からご説明をお願いします。

（事務局：鎌田主査）

ふじさわ障がい者プラン2026のモニタリング指標と考え方について、前回ご意見をいただき、変更した部分についてご説明いたします。

まず、事業番号25番の障がいのある人への意思決定支援の促進に関する取組というところですが、前回ご意見いただいた中で、国のガイドラインや認知症の方の意思決定支援が一致しないという状況がある中、在り方も再検討したほうがいいので

はというご意見をいただきましたので、モニタリングの指標には、意思決定支援の在り方についても検討できるように、指標として盛り込んでおります。

続きまして、事業番号109番の庁内障がい者雇用の促進について、障がい別の雇用率を掲載できればというご意見をいただいております。担当課に確認しまして、詳細は難しいですが、身体障がい、知的障がい、精神障がいという形での掲載は可能であるとのことです。また、定着率のところも、1年のところと3年のところのパーセンテージも出していくというところで、指標を変更しております。

続きまして、事業番号119番の障がい者スポーツ団体の継続支援に向けた調整・支援について、加盟団体と関係団体の数を入れてほしいというお話をいただいております。こちらも、担当課と確認し、加盟団体数、関係団体数をモニタリング指標と指標に対する考え方に明記し、研究、検討を進めていければと考えております。

続いて121番の障がいのある人のスポーツ活動の場の確保については、昨年度までの実績では、学園の利用者と一般の障がいのある方の合計で出しており、それだと、外から利用している方々の状況がわかりにくいというお話がありましたので、体育館の利用については、学園と一般の利用者を分けて記載しました。また、感染症等により体育館の開館日数が限られた状況があり、中でどのように使えていたのか分けてほしいというお話がありましたので、一般貸出の部分と分けて指標に記載します。変更点は以上です。

(高山代表)

それでは、ご意見を伺っていきたいと思います。挙手もしくは、挙手の合図でお願いいたします。種田委員お願いします。

(種田委員)

モニタリング指標の119番についてです。障がい者スポーツ団体の継続支援に向けた調整・支援で、団体は設立できましたが、そこに関わる加盟団体や関係団体は、まだまだ少ないので、その数が増えていくことがやはり盛り上がりにつながると思います。このように指標を変えていただくことは嬉しいと思います。

もう一点、121番の障がいのある人のスポーツ活動の場の確保です。前年度のモニタリングでは、新型コロナの関係で太陽の家の体育館は利用できなかった状況があったにも関わらず、数字が大きく上がっていました。やはり学園の方は利用しており、利用するために開いていた状況がありますので、学園の方が優先されているとは思いますが、そのほかの福祉事業所の方や、一般の障がい者がどれくらい利用できたのかわかるようにしていただいたほうが、スポーツ活動の場が、どれほど確保できているかという目安になると思いますので、取り入れていただいております。以上です。

(高山代表)

他は、いかがでしょうか。船山委員、お願いいたします。

(船山委員)

事業番号106番の障がい者合同面接会について、モニタリング指標が参加事業所数と参加求職者数、採用決定者数となっています。求職者数と採用決定者数を割った、いわゆる採用率のようなものを出してほしいと思います。なぜかという、障がい者合同面接会に私も毎年参加しておりますが、実際、毎年同じような顔ぶれの会社が多く、会社によっては、雇用率の指導や、採用意思がどうかというような会社も少し散見されます。そういう意味を含めて、採用決定率のような数字が指標に入ってくるとより見やすくなると思いました。

(高山代表)

担当課が産業労働課ということですが、事務局から何かございますか。

(事務局：鎌田)

モニタリング指標から考えれば、参加求職者数と採用決定者数の関係性の部分だと思うので、産業労働課に確認し、可能であれば、載せたいと思います。

(高山代表)

他は、いかがでしょうか。齊藤委員、西村委員の順番でお願いいたします。

(齊藤委員)

まず、一点目が、事業番号81番。重症心身障がい児者の入所施設等の整備についてです。世の中の情勢も変化しつつあり、同じ項目の題名ではあっても内容がかなり違ってきていると思います。単純に施設が無いから作るという話ではなく、ニーズがどう変化しているのかということをもまず精査しなければ難しいと思っています。現実問題、入所施設を作るのはかなり難しく、ハードルの高い話です。まずはできることからやっていく、ということが必要になると思います。幸い、藤沢市医師会でも、レスパイトについてかなり協力していただける動きをとっていただいていますので、少し変えていける糸口がつかめそうだという感じになっています。また、医療的ケア児支援法も含めて、新たな視点で町の中の支援をどうするかを考え直さなくてはいけないので、この担当課は障がい者支援課となっていますが、子ども家庭課など関連する課も一緒にやっていただく必要があると思います。また、その進捗状況を分析・評価することについてですが、どの会議体かわかりませんが、どういうところでやるのか、誰が参画するのかという点も明確にさせていただく必要があると思います。

二点目は、防災関係で、事業番号151や154、158、159が関連します。こちらでも法律が変わり、災害救助法が一部改正されたことで、避難行動要支援者の個別避難計画を作るのが5年以内の努力義務ということになりました。それと併せて、福祉避難所についても、指定福祉避難所という考え方が新たに入り、これは、予め福祉避難所に誰が行くのかを決めておく考え方に変わってきています。全体的に福祉避難所の今までの考え方、一次、二次という考え方ではなく、新しい考え方が必要になってくると思いますので、これも、このままの事業の取組でというわけではなく、全く組み替えないといけない、作り変えないといけないと思っております。

ます。そのあたりの検討を早急にお願いしたいと思います。また、今度は個別避難計画ということになると、関係機関や行政が関わるということではなく、その前にまず近隣の住民の方々の協力をいただくという必要が出てきますので、いかにして近隣で地域を作っていくかということが問題になります。色々な方法があると思いますが、例えば、わかりやすく、役割を決めて、その方々にバンダナとかビブスとかを配って協力をお願いするとか、物を見せながら、色々な取組をやっているところもあります。最近はまだ、それと併せて、安否確認のアプリなども色々出てきています。民間は有料になりますので、市として、安否確認のアプリみたいなものがないかも少し検討していただく必要があると思います。個別避難計画、福祉避難所も併せて、危機管理課だけでは到底できない内容になると思いますので、各課協力した会議をどのように組み立て、当事者はどう入るのか、その辺の自治会等も含めて、チーム全部が関係者になってきます。その考え方をまとめる仕組みも今までと違った形が必要だと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

(高山代表)

今の齊藤委員のご意見は、今日的状況や、法制度の改正を反映させた指標にしていく必要があるというご意見だったと思っております。また、関係課との連携についても新たに見直す必要があるのではというご意見だったと思っております。

(事務局：鎌田主査)

まず、個別支援計画の部分につきましては、齊藤委員がご存じの通り、今、重度障がい者支援部会でもひな形を作っていく中で、例えば、関係課、危機管理課や福祉総務課とも情報共有をしていく方向で今は考えております。個別支援計画につきましては、各々担当の課でも考え始めているという状況がありますが現実的に何かひな形のようなものができているのは我々の障がいの分野のほうで先行しておりますので、そういったものを材料に、他の関係課とも情報共有を図りながら、より良いものを市として作っていけるような流れができるといいと考えております。福祉避難所についても、情報共有を図りながら、まずはそこから進めていかなければならないと思っております。一番初めにお話をいただいていた、重度の方々の施設を作る、作らない、できる、できないという話については、やはり、総合支援協議会の中でも重度障がい者支援部会がありますので、まずはこの話を議題として取り扱うのか、取り扱うのであればいつからか、ということ、委員の方々と情報共有しながら、やれるのであれば進めていきたいと思っております。

(事務局：松野主幹)

防災関係で補足をさせていただきます。委員からご指摘がありましたとおり、個別支援計画については、防災部門のみ、もしくは福祉部門のみではできない形となっております。先日、危機管理部門に確認をしてまいりましたが、今現在、国から出た指針をもとに、防災部で、今年度中に福祉部門や市民自治部門等も含めた庁内検討会を開催する形で進んでいると伺っております。

もう一点、159番の福祉避難所について、皆さまご承知の通り、今の一次、二次の考え方は、実際に避難されてきた方の特性に応じて協定を結んでいる福祉避難所の法人の方にお問い合わせの形ですが、今回、国の方針が変わり、あらかじめ避難をする障がい者の方とその家族の方の避難場所を決めておくという方針が示されています。防災部門を通じて国に確認をしておりますが、この制度にした場合、万が一、大規模災害などでその施設が罹災した際、そこが受け入れるはずだった利用者の方をどうするか、という検討もございます。こちらにつきましては、国に確認中でございますので、進捗がありましたらご報告をさせていただきます。

(高山代表)

齊藤委員、いかがでしょうか。

(齊藤委員)

防災については、色々と全体で取り組む必要があるのですが、まず、庁内で調整をしていただくということで良いと思います。重度障がい者支援部会での検討というお話をいただきましたが、現在の部会メンバーで言いますと、医療など足りない部分がありますので、ここで検討して結論を出す、ということにはできないと思います。ですので、そこをどうやって強化していくのか、また他のことを考えなければいけないのか、重度部会で何が欲しいかというのをまとめるのは比較的簡単にできると思います。それをどう実現するのかというプロセスについては部会のレベルを超えてしまうと思いますので、その点は協議、相談させていただきたいと思います。

先ほど話の途中で触れましたが、他の市町村で、町内会にビブスを配って協力者を集めるなど、藤沢市でも部分的に活発にやっていたりしている地域では、色々な活動をされていますが、それを全市的に広めていくための手段というのは何か検討されていることはあるのでしょうか。

(高山代表)

ご質問いただきましたが、いかがでしょうか。

(事務局：松野主幹)

ビブス等について、確かに藤沢市内の各自治会単位で行っているところがあります。障がいの分野からは外れてしまいますが、実際に避難ができた後に、「今不在だ」ということで、ドアのノブに黄色いハンカチを結んでおくですとか、そういった活動等を各自治会で行っているところがございます。そちらについては、危機管理課で取りまとめしておりますが、全市的なところで行っているかということは、今日のところでは確認が取れておりませんので、防災部門に確認をさせていただきたいと思っております。

(齊藤委員)

ビブスやバンダナを配布するなどの予定の有無について、情報があったら教えていただきたいと思います。

(事務局：相澤補佐)

ご質問のビブスやバンダナについて、他市でのそういった事例を研究してこちらでも調査をしてみたいと思います。また、障がい者支援課としても何かできることがないかこれから検討してみたいと思います。

(高山代表)

それでは西村委員、お願いいたします。

(西村委員)

二点あります。まず、事業番号30と31番、相談支援ネットワークの強化とその整備について、変更した部分を教えていただきたいのが一点です。これは質問ですが、例えば、基幹相談支援センターと相談員などが、不定期に困難な状況やケースに対応した事例を情報共有等しているのか、あるいは、そういった機会を持つほどの余裕がない状況が続いているのか。どちらにしても、モニタリング指標を踏まえて、相談員が一人で抱えこむような状況の改善にこの相談支援ネットワークの強化が繋がっていけばいいというのが意見です。

もう一点は、事業番号39番。こちらも、先ほどと同じように、変更した部分を教えていただきたい。また、事業番号63番「地域課題の把握、解決に向けた取組」の中にある地域のケア会議というのが中に入っていますが、安全・安心プランをこのケア会議とうまく絡めたり、定期的な安全・安心プランの更新を行ったり、情報把握をしたり、そんなに短いスパンでなくていいので、半年や1年のスパンで、通所先や利用している福祉サービス機関などが家族の変化などを把握するシステムが安全・安心プランを作ることを軸に繋がっていったら、一人の親としては本当にありがたいというところです。相談もそうですが、結局、親が通訳をできる状況というのがずっと続く訳ではないので、少しずつそうやって手放していけるようなシステムが具体的な形で示されていくところに繋がってほしいというのが強い思いです。

(高山代表)

それでは、事務局お願いします。

(事務局：鎌田主査)

網掛けの部分については、前回の会議も含めて、意見交換などをさせていただいた部分です。そのため、事業番号30番から32番、39番の部分は、モニタリング指標や指標に対する考え方そのものについての変更点はございません。下線を引いてある部分に変更した部分です。

また、63番の地域ケア会議に絡めた、地域課題の解決に向けた取組というところですが、今現在、例えば、障がいの代表として、委託の総合相談の方々がこういった会議に出ているいたり、我々が出ていたりといった状況はありません。今はまだご高齢の方々を中心に、地域の見守り体制などを中心に話が行われてきているということがございますが、地域生活の中では、当然障がいのある方々も地域で生活しておりますので、今、我々としてお願いをしていることは、障がいがらみの話題が出

るようなときには、声を掛けてくださいというお話はさせていただいております。また、委託相談支援事業所の中の総合相談の方々に対しましても、地域の会議には積極的に出てほしいというお話をし、こういった会議に参加をしていけるような流れを作っていきたいと考えております。

(西村委員)

ありがとうございました。

(高山代表)

他の委員はいかがでしょうか。富澤委員、お願いいたします。

(富澤委員)

事業番号の78番、グループホームの設置助成に関するところでの質問です。モニタリング指標として、新規開設のグループホームの数、となっておりますが、前回の委員会でもお話があったように、このグループホームの設置助成は、あくまでも前年度にグループホームの設置予定などを聞いた件数に対して予算が付いて、その期間内にグループホームが建てられたものについて、50万円助成される、ということですが、新規開設があったからと言って、設置助成を使っているわけではないところもあるというお話でした。昨年度においては、新規開設、設置予定を4件ほど出していたけれども、利用件数は0だった、というご報告があったと思います。そう考えると、このモニタリング指標は、新規開設のグループホームの数よりは、申請に対して助成を実際に行った件数になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局：松野主幹)

昨年度につきましては、グループホームの設置の関係で、計画自体は4本ほどありましたが、コロナの関係で事業が延びてしまい、実際には設立の計画が延期になり、助成した件数としては0件という形になっております。ただ、コロナの前までは、年間2件から3件の助成を実施した実績がございます。ご提案いただきました、助成件数をモニタリング指標にした場合、このグループホームの設置助成というのが、あくまで藤沢市の助成事業ですので、縛りがあり、例えば、新しくグループホームができて、そこに入居される方の8割以上が藤沢市の市民もしくは藤沢市が援護の実施者になっている方であるという条件を満たしていないと助成が受けられないという制度になっておりますので、当初、8割を満たすことができない、もしくは、当初の計画で入居者が決まっているグループホームにつきましては、お手を上げられない場合もございます。なので、グループホームの藤沢市内の件数ということで、こちらを確認する場合、助成件数よりはグループホーム数を指標にするほうがよろしいかと思うのですが、ご意見をお伺いしたいと思います。

(富澤委員)

これを利用するにあたっての要件というものが非常に細かくありますので、単純に助成件数だけではないと私も思います。ただ、やはり今、株式会社や社会福祉

法人、実際にどれだけの件数が増えているかという情報やその実態もわからない状況等があるので、新規開設のグループホームの数というのは、純粋に私も数として知りたいと思いますし、そのうえで、開設された件数に対する助成件数がどれだけの数字であったのか、わかるようなまとめになるとありがたいと思います。  
(高山代表)

ご意見ということでよろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。島村委員、伏見委員の順でお願いします。

(島村委員)

事業番号78番についてです。このモニタリング指標で新規開設グループホームの数というのが、助成を受けたグループホームだけではなく、新しく開設されたグループホームの数も示されることが今わかりましたが、さらに言えば、このグループホームの対象者や利用される方が、どのような障がいの方か、どのような区分の方か。最近では日中一時型などもできていますので、そういうものもさらに情報として見えやすくしていただけると、どこが足りないかが見えてくると思います。先ほど、事業番号81番にも入所施設の他に、グループホームの設置の進捗状況を確認するという事になっており、グループホームの数として、例えば重度心身障がい者が使えるものがあるのかどうか、当事者としては見えるようにしていただきたいと思いました。これが可能かどうかもお聞きしたいと思います。

(高山代表)

事務局お願いいたします。

(事務局：松野主幹)

グループホームの利用者の関係ですが、まず、先ほどご指摘いただきました通り、事業番号81番にも絡みまして、今現在、平成30年度から藤沢市でも日中支援型のグループホームが複数できている状況でございます。今日現在5施設あり、グループホームの定員としては83名の定員を設けている状況です。ただ、この施設が全て重度の方を受け入れられるかという点、現在そうではございません。理由としては、夜間に看護師の配置が難しいなどの問題があり、今現在、それに対応できるよう、各グループホームが検討させていただいている状況でございます。なので、短期入所が入られたときに、ピンポイントで看護師を入れていただいのご対応など、途上の部分もございまして、今現在、はっきり重度の方をどれだけ受け入れられるかですとか、どの障がいの方をどのグループホームで受けられるというのは、ご本人の障がいの特性もありますので、明確な数字を出すのは難しいですが、そのような資料も今後検討はさせていただきたいと思います。

(島村委員)

今現在の状況はわかりましたが、今後、年を経るにつれて、ここの変化があるのかどうか、全く変化がないのかということも見たいので、できれば指標の中に障がい種別や区分をある程度見えやすくしていただけるといいと思いました。



(高山代表)

ご意見ということでよろしいでしょうか。伏見委員お願いいたします。

(伏見委員)

趣旨と違う質問になってしまうかもしれませんが、この後の報告事項にある、見直し検討対象事業の中の障がい者等医療証です。事業番号は146番。継続してほしいという陳情が出ていて、趣旨の通りにしていくということですが、今回私どもがこの議題にあげている事業の確認というのは、公費に基づいて行われる事業ですので、その中で、個人的には公平性や理由がとても大事だと思います。その事業がとても大事であると特定の方がおっしゃることは当然あると思いますが、全体を均して見たときに、全員にとって必要なものなのかどうか、という観点で考えるべきだと思うのですが、今回陳情が出ていて、これがもし、このままにしましょう、ということになったのであれば、それは、どうしてそのようになったのかという説明は、この後の報告等でお聞かせいただければと思います。障がい者等医療証について前回は質問したのですが、その意図は、当然医療についての手当により、医療を受けやすくすることによって状態の重症化・慢性化を防ぐことができるという効果があると思っています。一方で、無償なので、医療に、「たやすく」と言ったら大変失礼ですが、かかれることがあると思いますので、それをどのように読んでいいのかというのが大事だと思います。これが存続することで、失礼な言い方ですが、たやすく医療を受けてしまっている方がいるということを抑制するという方向性はどのように考えるのかと思いますので、そのことも分析の上の報告事項ということであれば、合わせてこの後の議題で伺いたいと思います。私としてはある意味同じ観点で考えているのですが、事業番号59番について、介護保険の福祉サービスとの併用というのがあります。この59番の事業番号は担当課が障がい者支援課になっていて、「介護保険を使っている方でも障がい福祉サービスを使えることを考えていきますよ。」という書きぶりだと読めるのですが、実際には本当にそこまでする意図なのかというか、今、財政がかなり厳しい状況の中で、また、公費の使い方ということがある中で、これを広げていく方向性と私は文意から読めるのですが、そういう解釈でよろしいか。「65歳を過ぎた人でも、障がい福祉サービスを継続することをどんどん奨励していきますよ。」という文意だと読んでよろしいかという確認をしたいと思います。

(高山代表)

この先の見直し検討事業とも関係する項目もあるということですが、どのような作りになっているかも含めてご説明いただけたらと思います。

(事務局：相澤補佐)

障がい者の医療に関し、貴重な意見をいただいたとっております。また、陳情の内容や了承になった経過等も改めてご意見をいただきたいと思います。

(事務局：鎌田主査)

65番の介護保険について、65歳を超えた人に対する奨励というよりは、日常生活に支障をきたしているかどうかのポイントになると思います。介護保険の給付のみでは足りず、地域生活が難しくなる場合、資格を有する方であればケアマネと調整しつつ、障がい福祉サービスを使う可能性もあるというところです。また、お年を召したとしても、介護保険にはない障がい独自のサービスが就労関係のサービスや、視覚障がいの方々の部分で出てきます。年齢に関係なく、それしかない部分については、障がいのサービスをそれまで通り使っていただければと考えています。ですので、障がいを積極的にというよりはその人の生活に合わせて、ということと考えていければと思います。

(高山代表)

この介護保険の話については、国の通知も背景にあるのではないかと思います。通知レベルではありますが、特に、障がいの特性に応じたサービスが利用できるようにということが、おそらく各自治体、都道府県に通知があるということと、これをめぐる訴訟例などもあったことが背景にあり、あくまでもその特性に応じた、ということと私は理解しています。ただ、介護保険制度と、ということになるので、担当は障がい者支援課ですが、現場ではケアマネさんの協働と理解がすごく必要ですし、介護保険の部署との情報共有や共通理解が必要だと思しますので、ぜひそこは連携していただくことを確認していただけたらと思います。他はいかがでしょうか。種田委員、お願いいたします。

(種田委員)

事業番号72番の民生委員、児童委員の活動の支援について、藤沢市の場合、障がい者に対する民生委員の活動はあまり無く、関わってもらえていない状況があります。そんな中、障がい者に関する支援件数ですが、県内全市町村において、民生委員の活動が対象の人にどれだけ関わっているのか年間の表になって出ます。藤沢は障がい者に関する支援が少ない状況があります。高齢者の場合、高齢者の調査が毎年6月にあります。調査対象の年齢を上げ、今年は75歳以上の方だけで暮らす世帯や、独り暮らしの方の調査に伺いました。障がい者に対して、重度の方だけでもよいので、同様の調査があるとよいと思います。高齢者の場合でも訪問を拒否される方、されない方様々です。障がい者の場合はさらに多様な反応をいただくかもしれませんが、日頃の見守り活動は、地域で活動する民生委員も重要な立場なので、もっと情報を開示して、関わっていただけるようにしていただきたいと思います。個人情報等の問題はありますが、民生委員には守秘義務がありますので、個人情報漏えい等の懸念はないと思います。さらに、日頃の見守りは、災害時の安否確認にもつながると思います。指標は支援件数ですが、その中身の幅を広げていくために、民生委員の活動に障がい者に関わるものをもっと出していきたいと思います。

(事務局：鎌田主査)

確認ですが、今のお話は、情報を持っている障がい者支援課が、重度の方だけでもいいので、福祉総務課等を通じて民生委員に障がいのある方の情報をお伝えし、民生委員が高齢者同様に訪問をすることをイメージされていますか。

(種田委員)

そうですね。高齢者の場合は高齢者調査ということで、いただいた名簿をもとに訪問し、その結果を市に報告する形ですが、障がい者の場合も、もっと高齢者より幅の狭い活動で良いのですが、もう少し情報を民生委員に出していただいたほうが、地域の見守りというところでは、訪問しないとわからない部分でも、障がい者に対する対応が変わってくると思います。高齢者でも訪問を拒否される方はいますが、障がい者でも、関わってほしくないと思えば、そう言っていただければいいので、やはり、地域の中で顔を合わせて、こういう人がいるということが分かれば、災害時にも安否確認に活用できると思います。もう少し情報をおろしていただきたいです。ご検討をお願いします。

(事務局：鎌田主査)

わかりました。まずは、今、計画検討委員会でそのような委員意見をいただいていることを、担当の総務に伝えたいと思います。

(高山代表)

一旦モニタリング指標・指標に対する考え方はここで終わりということで、その他意見ございましたら後ほど事務局にご連絡いただく形をお願いします。

報告事項ということになります。事務局からのご説明の後でまた皆様からご意見を伺ってまいりたいと思います。まず、一つ目の報告ですが、障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し、2年度実績の報告について、お願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料2が令和2年度のところです。(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者、それから、1ページから(2) 精神障がいのある人に対応した地域ケアシステムの構築、(3) の地域支援拠点等の整備。こちらは、記載の通りですので、ご確認ください。(4) から(7) は就労系の部分です。今現在、神奈川県が集計中のため、次回の会議で、県からの数値を記載し、実績、分析、評価を記載したいと考えております。続きまして、6ページは令和2年度、介護、訓練等、国事業の実績です。これは、令和2年度に関しまして、訪問系サービスのヘルパー部分や、短期入所の実績が新型コロナウイルスの影響を大きく受け落ち込んでおります。それとは逆に、通所系のサービスにつきましては、国が緊急的対応で、電話対応等も認めるということから、実績の大きな落ち込みはございません。続きまして、地域生活支援事業につきましても、例年行っていたイベント関係の部分。(1) の理解促進や、(8) 手話の部分については、新型コロナの影響を受けて、残念ながら実績は大きく落ち込んでおります。こういったものに関しましては、コロナ禍であっても実

施できる方法を今年度は模索しながら進めている状況があります。先ほど、ヘルパーのところ落ち込んでいるという話でしたが、移動支援に関しても、先ほどの居宅介護同様、実績が落ち込んでおります。これは、コロナの影響も考えられますが、日中一時支援で実績が大きく伸びており、ここは、正確に一人ひとり利用者に聞いている状況ではありませんが、今まで移動支援で対応していた部分を日中一時支援で対応できるようになったことで、移動支援の利用者が若干減っているということも要因として挙げられるのではないかと考えております。

(事務局：大木主査)

それでは引き続き、第1期ふじさわ障がい児福祉計画について、ご説明させていただきます。国の基本指針に基づき、障がい児福祉計画の中では、4つの目標を定めて、令和2年度まで事業を展開してまいりました。児童発達支援センターについて、市内2か所の児童発達支援センターで支援が継続されるように、という目標を立てて実施しております。取組事項については、記載の通りになっております。また、保育所等訪問支援につきましても、市内でサービス提供体制の強化に努めるということで、新規事業所が昨年度1件ございましたので、そこの連携や、保育所等訪問支援の事業所に対する課題の調査を行い、事業所支援に努めてまいりました。また、3番の重症心身障がい児等の重度障がい児へのサービス提供体制に関しては、医療ケアが必要なお子様や重度の方で看護師の支援が必要なお子様に対する放課後等デイサービスの事業所に対して、市独自の助成金の交付を行いました。また、(4) 医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場につきましては、重度障がい者支援部会の分科会として、医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チームの会議を開催し、協議を実施いたしました。詳細については、資料をご確認いただければと思います。また、通所の計画見込み量と実績では、新型コロナウイルスの感染防止のため通所を控える方もいらっしゃいましたが、概ね計画に基づく通所の実績が確認できます。新規事業所等の開設によって、利用しやすい環境が整いつつあると思われれます。簡単ではございますが、障がい児福祉計画の説明としては、以上です。

(伏見委員)

子ども家庭課の分野について質問です。保育所等訪問支援について、私が感じている、一般の保育園に通っている発達の遅れが気になる子たちが一定数いると思います。しかし、この実績でもそうですし、実際やっている我々も最終的には支援に結びつかないということを感じています。「保育所等訪問支援」という事業の名前が、保育所に行くような印象をすごく与えるのかなと思います。保育所には行きますが、その目的は対象の子の支援の確認なのですけれども、結構、保育所のリアクションは、保育所に介入して、保育所でやっている療育や保育のことをオブザーバー的に入るような印象を持っているようで、「それは結構です。」とお断りをされる状況になっているようなので、その点について、子ども家庭課でうまくルールを

敷いていただくというか、その課題感というのはどうでしょうか。

(事務局：大木主査)

サービスの名称が保育所等訪問支援ということで、保育所のみならず、学校、小学校、学童クラブ等も保育所等訪問支援の対象になります。この記載の中にも「調査を行った」と書かせていただきましたが、既存の市内3事業所、昨年度ございましたので、その中でも、「訪問先の園との調整」や「関係構築が難しい」といったご意見を調査の中でいただきましたので、我々では、保護者の方からご意向があった際に、スムーズに受け入れが進む園については特段の支援は行っていませんが、園から、制度内容や受け入れに当たって課題が生じてしまった場合に関し、市の立場から、事業所が訪問する前に制度の説明を行い、円滑に支援が導入できるよう、市からも支援をする取組を行っています。また、新規の開設事業所に対して関係機関を紹介すると記載しましたが、学校に保育所等訪問を使って支援を行いたい、というご意向でしたので、教育委員会の担当課に保育所等訪問支援の事業所をご紹介して、制度のご案内ですとか、小学校にも訪問できる旨の説明を事業者と子ども家庭課で教育委員会にもお話をしたと。というところで円滑に支援を導入できるようにお手伝いをさせていただくということは、子供家庭課の立場としてはやっていかななくてはいけないところだと考えていますので、引き続き取組を進めていきたいと思っています。

(伏見委員)

思い切って、通称でいいので、事業名を変えるぐらいの取り組みをしていただけると、今後より普及すると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。佐藤委員、種田委員の順でお願いいたします。

(佐藤委員)

二つ、質問と意見です。一つ目が、7ページの表にあります、地域移行支援と定着支援について、計画ほど数字が上がっていない、ということがずっと続いていて、これはおそらく、藤沢市だけではなく、湘南東部保健福祉圏域における、一つの大きな課題だと思っております。藤沢市としては、ここの数字が上がらないことをどう捉えているのかを伺いたいというのが一つです。

二つ目に関しては、伏見委員から、少し保育所等訪問支援事業についてご意見がありましたけれども、私は少し見解が違います。まず、児童発達支援センターについて、そもそも児童発達支援センターは、国が言うところの10万人圏域に一か所設置しましょうという、いわゆる、児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業と相談支援事業を併設することになっていますし、それに加え広域的支援をやってみましょうというのが、私は児童発達支援センターの大きな機能の一つだと思っています。私も藤沢に戻ってきてまだ半年ほどしか経っていませんけれども、おそらく広域的なセンターの支援というものが藤沢では実施できていないということ

と、私は保育所等訪問支援事業がうまく普及しない背景は、おそらくそういった児童発達支援センターの機能が十分に機能していないというところが大きくあるのではと個人的には思っていて、それを各々のセンターでやるのは、やはり難しいと思いますから、できれば市が中心となって、二つの児童発達支援センターとともにそういった広域支援も考える場とか、実際に出向いてそういったことを支えていく機会だとか、その中に保育所等訪問支援事業があるというような、普及啓発の場面も含めて、そういった動きを市とセンターとで共有していくということが大事だと思います。

(事務局：鎌田主査)

地域移行、地域定着の部分について、実は、入院をされていてそこから地域に帰ってくる方々の支援は行われています。それにも関わらず、数字が伸びてこないというところで、県が指定する指定一般の事業所が地域移行や地域定着をやることなど、意外と、その存在や情報そのものが知られていないことが分かった体験が以前ありました。計画相談は広まっていますが、意外と地域移行という視点がまだ広がっていないことが今年度に入っても、とあるケースを通じてわかってきています。ただ、市内でも、委託の相談支援事業所の中に地域移行の経験のある方々がいます。今年度からは、4地域にそれぞれ委託の相談支援事業所として展開をしておりますので、委託の相談支援事業所の方々が持っているスキル、そういった知識・経験を、少しずつまずは指定一般も取ってみませんか、ということは、基幹相談でも計画相談や障がい児相談の連絡会をしていただいておりますので、そういったところでもしっかりと宣伝をさせていただき、興味を持っていただく事業所があれば、委託の方々のノウハウが少しでも分けられるような連携の仕方をとって、広めていけるといいと考えております。相談については以上です。

(事務局：大木主査)

佐藤委員の二点目の保育所等訪問支援、児童発達支援センターの本市の中での位置づけとその役割というところのお話についてです。今回のモニタリングというのは、令和2年度ということですので、前の第1期の障がい児福祉計画に基づいてご報告をさせていただきましたが、今回の障がい者プラン2026の中では、第2期ふじさわ障がい児福祉計画ということで、今年度は新たな計画に基づいて支援がスタートしています。その中では、新しいものの中には、他の障がい児通所支援を実施する事業所とも緊密な連携を図って、重層的な支援体制の整備と充実に努めます、ということで、新たにセンターだけでなく、そのセンターが他の一般の通所支援事業所とも連携して地域の支援体制を考えていくというようなところを今年度から新たな計画の中で考えています。また、その部分について、追加でお話をさせていただくと、国でも障がい児通所支援の在り方に関する検討会というのが今年度立ち上がってしまっていて、児童発達支援センターの位置づけということに関しても検討が進められております。佐藤委員がおっしゃるように、地域

に対する支援というところが、センターの役割として位置付けられていますが、実際の報酬上や指定基準上では、そうした役割がうまく規定されておらず、実際にセンターがその役割を果たす上での課題が機能的な問題として存在しております。国もセンターの見直しを検討しているというところがありますので、私たちも国の動きを注視するとともに、藤沢市の中でどんなことができるのか、センターのご意見をいただきながら検討し、進めていきたいと思っておりますので、引き続きご意見いただければと思います。

(佐藤委員)

児童発達支援センターに関しては、国の見直し検討委員会のことも承知しております。今後また検討が市内でも進んでいくことは願っております。地域移行定着に関して言うと、計画相談とリンクする話なので、その辺も一つは課題だと感じていますし、実際に事務局がおっしゃった通り、実績としてはありますが、この数字に上がり切れないということも重々承知していて、そこを何とか見える化することも必要だと思いますので、別の会議ですが、相談支援部会などでお話ができればと思います。

(種田委員)

質問ですが、9ページの最後の地域活動支援センター事業について、実施事業所の数が年々か所ずつ減っています。これは、どういう状況があるのでしょうか。

(事務局：松野主幹)

地域活動支援センターについて、全てではありませんが、本市の動きといたしましては、平成24年に当時の障がい者自立支援法ができたときに、藤沢市内にありました、法外の地域作業所の小さな事業所を全てこの地域活動支援センターⅢ型に移行させていただいた経過がございます。当時は、地域活動支援センターは12事業所ほどありましたが、やはり地域活動支援センターですと、補助金の関係や、経営のほうがなかなか安定しませんので、藤沢市でご支援をさせていただきまして、例えば、生活介護事業所や就労継続B型に移行するお手伝いをさせていただいております。その関係で、安定した事業ができる形態に移っておりますので、数が減っているという形になっております。

(種田委員)

これからも減る予定があるのでしょうか。

(事務局：松野主幹)

今後ですけれども、今ございますⅢ型の事業所が5か所、Ⅰ型が1か所こちらに含まれていますが、こちらにつきましては、ご支援は続けていきますけれども、運営側もご協力させていただきまして、法定給付の事業所に移っていただくようなご支援をさせていただきたいと思っております。

(高山代表)

高橋委員お願いいたします。

(高橋委員)

6 ページの、令和元年度令和 2 年度の共同生活援助の数値について、計画されている人数よりも、実績のほうが多くなっていると思います。これは、藤沢市が予想していた計画よりも、新たにグループホームができてきたということかと思いますが、令和 3 年度や来年度、新たにグループホームを建てるといってお話を藤沢市で既に聞いているような状況はあるのでしょうか。あとは、実際の計画よりも、今後とも年々計画よりも実績のほうが増えていくような傾向にあるというお考えになっているのか。確認のために質問させていただきたいと思います。

(事務局：松野主幹)

昨年度のグループホームの建設予定がコロナの影響で予定がずれ込んでいる状況に今現在ございます。ただ、計画が立ち消えになったわけではなく、延期という形で進んでおりますので、今現在お話をいただいている件数としましては、4 件程度でございます。

(高山代表)

それでは、見直し検討対象事業について、ご説明をお願いいたします。

(事務局：相澤補佐)

資料 3、見直し検討対象事業について、今年度の行革等特別委員会の状況と先ほどご指摘のあった陳情の報告をさせていただき、皆様の貴重なご意見をいただく場として、時間を頂戴したいと思います。

まず、行革等特別委員会が 8 月 30 日に藤沢市行財政改革の推進をテーマに審議されました。こちらでは大きく 4 つのテーマがございました。まず、藤沢市行財政改革 2020 が昨年度末で終わりますので、その 4 年間の総括。それから、その中の藤沢市行財政改革 2020 実行プランの令和 2 年度の実績の報告。また、私どもで直接 3 事業ございますが、見直し検討対象事業について。最後に、藤沢市中長期財政見通しについて、この 4 点について審議が行われました。

簡単に全体の報告をしますと、全体的な総括に関しましては、2020 の個別プランや見直し検討対象事業の取組において、一部継続しているものもございますが、財政効果を得るなど、個々の取組が進展し、一定の評価が得られたのではないかと、ということです。また、新たな行財政改革 2024 実行プランの推進を今後も図り、将来にわたって、市として行財政改革を進めていくことで、持続可能なものにしていく、ということで、藤沢市市政運営の総合指針の目指す都市像の実現に向けて取組を進めていくという報告がありました。これに対するご意見として、コロナという未曾有の害に対して新たな課題が生じ、行革に対する考え方が変化する可能性も、この 2024 の中ではあるのではないかと、というご意見がございました。具体的な変更点ということではなく、そういった考え方が今後必要なのではないかと、というご意見もございました。では、次に、見直し検討対象事業についてご報告いたします。障がい者支援課の担当事業は 4 つございます。2020 で取組を一



且終了とした、福祉タクシー助成事業につきましては、この2020の中で、今後も継続していく。より利用しやすい制度となるように継続をしております。ということで、一旦ここで見直し対象からは外れて、事業継続を継続するという方向性が得られております。それ以外の心身障がい者介護手当と障がい者福祉手当、障がい者医療助成費の3つについては継続としております。まず、この行革等特別委員会の中でいただいたご意見としては、2020から2024に継続して見直し検討対象事業となっておりますが、いずれも障がい者の施策であって、これは藤沢市独自の施策なので、行財政改革の課題として継続するというところについて、どうなのかというご意見がございました。これにつきましては、非常に厳しい財政状況がある中、本市の人口が増加していることもあり、障がい者が増加し続けております。これによる財政的な負担が増加している、という実情があるため、現在実施している障がい者施策を持続可能なものとしていくために、障がい者施策事業費の増大を抑制していくということも重要な取組であるため、引き続き検討するものとしてご説明させていただいております。具体的な個別票の変更点として、主に4番の見直しに向けた検討内容ですが、今お伝えした継続する3事業につきましては、どれも共通して表現しているのが、本事業を含む障がい福祉関連の3事業の見直しにつきましては、引き続き、総合支援協議会や計画検討委員会、関係団体の皆様からご意見を聞きながら本市の障がい者施策の中で総合的に判断していくとともに、その実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、検討していきます、ということが、3事業の共通のフレーズとなっております。これ以外にも、障がい者支援課で取り扱っている事業の総額の予算や方向性を見ながらということになっております。この介護手当につきましては、まず変更点をお伝えすると、この下線が引かれている部分になります。これまでの検討内容というところですが、湘南東部障がい保健福祉圏域に重症心身障がい児者のための入所施設がないことから、市では入所施設の設置について県に単独要望を継続している状況にございます。これに対し、県の考え方として、医療型短期入所事業所の開設支援のほか、医療的ケアを必要とした方を対象とした、グループホームや日中活動の場の設置を促進していく、という方針がございますので、私どもの市でも、同じように障がい福祉サービスの充実を図って、努力をしておりますが、これらを踏まえて、個別給付型の事業については、ある一定の見直しを進めていく、ということをご記載しております。方向性としては決まっておりますので、その下の部分で、今、受給者の方のニーズを把握するために、受給世帯の障がい福祉サービスの利用状況などを調査してまいりたいということで、障がい福祉サービスの利用がない受給世帯への制度周知や、ご案内に取り組んでいくという報告をご記載しております。次のページで、障がい者福祉手当です。一点、今までの個別票に無かった記載が今後の取組と方向性のところに記載があり、65歳以上の支給対象者にかかる経過措置を廃止し、歳出削減を図っていきたくております。これは、藤沢市の障がい

者福祉手当条例というものに基づいて実施している事業ですので、皆様からのご意見をお伺いするとともに、ご理解をいただくために、本市の財政状況や他市の状況なども含め、ご説明したいと思っております。この65歳以上の経過措置というのにつきまして、障がい者福祉手当というのは、平成18年の10月1日に改正を行っています。平成18年の10月の改正内容は、制度開始当初と比較し、障がい者を取り巻く福祉施策がこの当時、充実してきているということから、一律ではなく、所得制限、非課税者に対して支給するとしたものと、新たな65歳以上で手帳を取得した方については、介護保険制度が充実してきているということで、高齢者施策が円滑に提供されていることに鑑み、新たな65歳以上を対象から除外するというものとしたものが、経過措置として残っております。どういうことかということ、この時点、18年10月1日時点で65歳の方ですとか、受けていた方に関しましては、今現在もこの経過措置が時限を設けられていなかったために、引き続き手当を受けられています。非課税であればという条件がありますが、この手当の公正性を考えて経過措置について、既に改正から10年以上経過しているので、廃止していくことが妥当なのではないかということで、ご意見を伺いたいと考えておりますので、皆様にお伝えしてまいりたいということで、こちらのほうを表現しております。次に3番の障がい者等医療助成です。先ほどご質問にもございました。こちらにつきましては、変化しているところを合わせて、次の厚生環境常任委員会、陳情の内容で出てきた内容と重複するので、個別票では詳細に触れていませんが、ここで具体的に触れているのは、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、関係団体等から見直しに対する理解を得るため、本市の財政状況、他市の状況などを含め丁寧な説明を行う。あと、他の公費負担医療制度との併給促進に努めて、少しでも多くの歳出抑制を図っていききたい。ということが記載されていますが、これが、厚生環境常任委員会の陳情の場でのやり取りにつながります。

続きまして、報告の2の厚生環境常任委員会の報告に移らせていただきます。資料の最後のページが腎友会の陳情です。藤沢市腎友会から毎年出ており、令和4年度における重度障がい者医療費助成制度継続についての陳情ということで、こちらは、ここに記載のとおりですけれども、藤沢市で実施しております、障がい者等医療助成費の仕組みについて、神奈川県が平成20年に補助金をもらって市は実施しております。県内他市実施しているところですが、この補助金の交付要綱見直しを行いました。この補助金の見直しを行ったことについて、それに追随する形で、いくつかの自治体が対象者や所得制限を設ける、または年齢制限を設けているところ、それを藤沢は現在のところ行っておりませんけれども、これまで通りの制度で、令和4年度も継続して実施していただきたいと、予算要求、予算を確保していただきたいという内容の陳情です。議会では、それに対して趣旨了承がされた、というものになります。実際、ここでどういう議論があったかというところで、ご意見を紹介させていただきますと、「この制度を存続できるようなものとするため、

ご質問します。」ということで、議員さんからご質問がありまして、一点目としては、これは腎友会ということで、人工透析を受けられている方々の団体からの陳情だったこともございますので、人工透析を受ける方のうち、生活習慣病の改善で予防できるという可能性のある方もいらっしゃると思います。もちろん、生まれつきの方もいらっしゃると思いますが。「予防が可能なのであれば、保険所の健康づくり課などと協力して予防の重要性を訴えていくということの取組も必要なのではないかと進めてほしい。」というご意見。二点目は、この人工透析を受けている方が、この助成、私どものいわゆる医療費助成、マル障と言いますけれども、「マル障とは別に受けられる制度があるのではないかと」というご質問でした。これについては国の制度であり、先ほど個別見直しのほうで、他の公費負担制度と記載のあったものにもなりますが、自立支援医療更生医療というものがございます。主には、人工透析。これはいくつか種類がある中で、今回の内容につきましては、主に人工透析などの治療を受ける方が、受給者証の交付を受けると、窓口での自己負担を1割に抑えることができるという制度で、その1割負担も、市民税額によって、2500円、5000円、10000円、20000円という上限が設定されるという内容のものがございます。これは、初回に医師の診断書を取っていただくということで、費用の負担と手間が掛かるというところがございますが、これをしていただくことで、マル障を持っている方が両方を提示していただくと、私どもマル障の支出が少し抑制できるというところで、これらの制度の普及をもう少し進めていくということについて、医療機関にもご協力いただきながらやっていくのではないかと。という議論がございました。別のご意見としては、このマル障に関しましては、県の補助金が平成20年度に見直されたことに伴って、歳出が増えているのか、というご指摘をいただいておりますが、先ほど申し上げた通り、人口の増加に伴い、障がい者の人口も増えていて、マル障の対象となる方が増加しております。一方、県の補助金は一定の金額横ばい状態となっており、県と同じ補助金の交付要綱に対象者を絞るということをしていない藤沢市は、対象者が増加しても補助金として入ってくる金額は一定であるのに対して、歳出が増え続けている、という実情があるということをご説明いたしました。報告は簡単ではございますが、以上です。

(伏見委員)

そうしますと、「主旨承認」という表現は、「このままいきますよ。」という決定したという理解でよろしいということですね。今、ご説明でこの陳情書が、毎年出ているものというご説明があったのですが、これは確認ですが、毎年この陳情書が出て、マル障は負担なしで今年も行きましょう、ということがずっと繰り返されているという理解でよろしいですか。

(事務局：相澤補佐)

そうです。毎年この陳情が上がっております。主旨了承というのは、あくまで令和4年度に関しては了承ということで、変更がないということだと思います。これま

で10年間ほど継続して出されていて、ずっと趣旨了承で来ております。

(伏見委員)

陳情書に書かれている内容を裏付けで市が調べる、確認をする、ということはされていますか。この陳情書の内容をその通り受け入れて、「じゃあ、そうしましょう。」ということですか。

(相澤補佐)

藤沢は県内他市の状況等を把握しており、どちらかというと藤沢は、先ほど伏見委員からもご指摘がありましたけれども、非常に他市よりも緩やかな制度になっていて、今までと同じ内容で継続するということについての陳情が提出されている。今回はそれについて了承しているので、「来年度については同じ内容で参ります。」ということで、ただ先ほどお伝えした通り、財政の負担が大きくなっているという課題があると認識してございますので、どうしたらそこをうまく抑制できていくのかということは、検討し続けているところです。

(高山代表)

伏見委員よろしいですか。島村委員お願いいたします。

(島村委員)

事業番号8番、9番について、昭和50年に比べれば確かに充実してきていると思いますが、障がいの特性も広くありますし、重度の方がどれくらい、支援を受けられているかということは、まだはっきりわかりません。これまでの検討内容で、グループホームや日中活動の場の設置を促進していくという方針を示しているということで、何か具体的な見通しがあるのかどうかを知りたいと思っております。それから、9番も同じくこれを見直し、障がい福祉サービス提供事業への移行を段階的に行うということで、何か新たなサービスを考えているのか、それとも、今ある現行のところで増やしていくということなのか、具体的なことが分からないと思いました。見通しが立って、将来が安心な形になっていけば、従来の個別給付型の事業の見直しというところには、当事者側としても一定の理解が得られると感じておりますが、今の時点では、なかなかそのように思っていないということです。

(事務局：松野主幹)

心身障がい者介護手当や障がい者福祉手当の開始年度については昭和50年、昭和43年と非常に古いものになっております。この当時は、今と比較しますと社福法人が少しある程度で、サービスの提供をする事業所は、今と比べると少なかったと思います。そのような中で、このような手当を作ることによって、個別給付、現金給付の形で障がいのある皆様をご支援させていただくというのが藤沢市の考え方でありましたが、現在は事業所、法人がかなり増え、サービスのほうは完璧ではありませんがより充実している状況にございます。毎年の扶助費の伸びや各サービスの利用状況を見てもそちらは判断できると思いますので、個別のサービスを充実することによりまして、個別給付、現金給付は今後検討させていただきたいという考え方

であります。

(事務局：相澤補佐)

事業番号9番の障がい者福祉手当に関してご質問いただいたのは、65歳以上の経過措置の部分で、サービスが充実しているということではなくて、全世代的な部分でということを抑っている、ということよろしいのでしょうか。

(島村委員)

65歳以上という話ではなく、3番の必要性及び課題の、見直しをして障がい福祉サービス提供事業への移行を段階的に行うという意味がよくわかりませんでした。

(事務局：相澤補佐)

障がい者福祉手当は、今現在と制度が始まった当時を比較しますと、促進法ができ、様々なサービスができています。制度や仕組みが構築されているなかで、既に行っているものの費用が年々増加しているという状況がございますので、先ほど、今の状況ではまだサービスに満足ができていないというお話をおっしゃっていたので、そういった皆様のご意見というのは貴重なご意見だと受け止めていきたいのですが、ただ、今あるものを継続していくための財政的なものの確保をしていくためには、サービスの利用も相当増えている実情があり、新たに何かというところではなく、この給付の手当に関しては、まずは65歳以上の経過措置の部分は見直しをさせていただきたいという内容です。

(島村委員)

65歳以上の支給対象を先ほど説明していただいたように変えていく、ということなのでしょうか。

(事務局：相澤補佐)

はい。まずは、その部分が公平性を欠いているのではないかとこのところを考えており、是正していきたいと思っております。今受けられている方もいらっしゃるというところはあるのですが、介護保険サービスが充実しているなど、高齢者の施策充実もあると思っておりますので、ご理解をいただきたいということです。

(島村委員)

ありがとうございます。事業番号8番について、私は今後の見直しをお聞きしたいのですが、現時点でもう充実しているから、この個別支給はもうやめるということなのか、確かに昭和50年と比較すれば、放課後児童デイとかそういうもので、学齢のお子さんがある方は、就労が継続できているなど、その面の充実については仲間内でよく聞いています。ただ、充実しているとは言え、日中様々な支援を受けられていますから、それはありがたいことですが、まだ親が中心になり家族が担っているような、手続きも含めてです。それを将来親ができなくなっていくところに向けて、色々見通しが欲しいというのが正直なところで、財政が厳しいということをおっしゃられると、ものすごく当事者としては辛いところがあります。何かもう少し具体的に将来子どもを託していけるようなところが見えてくれば、「この手当という

のは、もう無くてもいいね。」ということにはなっていくと思いますが、今それを聞いて明確な答えは返ってこないのかもしれませんが、そういう思いは当事者にはあります。

(事務局：相澤補佐)

本当に貴重なご意見として、私どももこういった場でご意見を伺って反映させていきたいと思えます。なかなか皆様全てのご意見を反映するという事は難しいですけれども、今の親ができなくなっていくところに向けて、将来見通しが何か具体的に託していけるものがあればというご意見でしたので、ありがとうございます。

(高山代表)

まだご意見あるかと思えますが、お時間の都合もご思えますので、最後にしたいと思えます。西村委員お願いします。

(西村委員)

財政がひっ迫しているということもすごくわかって、いずれ、個別給付、昭和40年代、50年代に始まった事業を未だに続けてくれている藤沢市はすごい、という話を聞いたことはありますが、島村委員もおっしゃったように、代替の事業はこの給付を無くしてから決めるのではなく、見直しと同時にそれに代替の案や事業考えていただくことが必要だと思えます。個別給付をやめてほしいという一辺倒では当事者団体もそうではないと思うので、障がい福祉全体に利するものに代わっていけばいいなというのが最後の意見です。

(高山代表)

ご意見ということで共有させていただいたということで、お願いいたします。時間配分も十分ではなく、発言ができなかった方については、まとめて事務局にお寄せいただくということでよろしいでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

今日、会議の中でご発言ができなかった部分に関しましては、2週間後の19日までをお願いいたします。

(事務局：須藤参事)

障がい者支援課の須藤です。皆様、活発なご意見、意見交換、どうもありがとうございました。やはり、Zoomということもあって、みなさんから幅広くご意見をいただけたと思えます。最後に少し、先日決算委員会がございまして、障がい福祉の関係の予算がどういう状況なのかということをお伝えいたしますと、実は、障がい福祉の予算は、一度も減少したことがなく、年々増加をしております。決算ベースでいきますと、令和元年と比較して令和2年は、プラスで3億2千5百万円ということで、年々数億円ずつ障がい福祉の予算が上昇しております。というのも、対象者がそれだけ増えておりますし、サービスを利用する方も年々増加しておりますので、まず、この部分が年々増えているということはお理解いただきたいと思います。それでは、時間になりましたので、これをもちまして、第3回の計画検討委員会を閉

会とさせていただきたいと思います。次回の計画検討委員会は、年明けの1月18日の火曜日。時間は、本と同じ9時半からを予定しております。本日は、皆さんどうもありがとうございました。

(閉会)